

市民協働について  
一緒に考えてみませんか。



## 「旭川市市民協働推進会議」

公募委員を募集します。

応募期間: R8.3.23(月)~R8.4.24(金) 【必着】

### 市民協働とは？

旭川市では公共的課題の解決や地域活性化に向け、市民と市がそれぞれの得意分野を活かし、役割分担してまちづくりに取り組んでいます。これを「市民協働」と言います。

### どんな場面で協働しているの？

- | 【町内会と】   | 【NPOと】     | 【地域団体と】         | 【民間企業と】   |
|----------|------------|-----------------|-----------|
| ●地域の美化活動 | ●ボランティア活動  | ●コミュニティ施設の維持・管理 | ●まちの魅力PR  |
| ●街路灯の管理  | ●子どもの居場所作り | ●高齢者の見守り        | ●災害対応・復旧  |
| ●防犯パトロール | ●環境保全      |                 | ●各種イベント運営 |

### 旭川市市民協働推進会議の役割とは？

市の附属機関であり、市民活動（市民が自主的に社会のために行う活動）の促進や協働の推進について、調査・審議するとともに、より良いまちづくりを実現するための議論を行います。

2名の公募委員のほか、市内大学、市民活動団体、民間企業、NPO中間支援団体からも参加いただいております。7名の委員で構成されています。

#### 01 応募資格

次の条件を全て満たす方が対象です。

- 現に市民活動を行っている又は、市民活動・協働に関心がある方
- 旭川市内に居住又は通勤通学している方
- 満18歳以上(令和8年6月1日現在)の方
- 本市の附属機関の委員、懇談会等の参加者に3つ以上就任していない方
- 本市の市議会議員・市職員でない方

#### 02 委員の任期

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで  
(2年間)

#### 03 募集人員

2名(原則として、男女各1名)

#### 04 委員報酬

会議1回の出席につき、7,700円を支給  
(所得税等の源泉徴収があります。)

# 応募方法

01

## 応募用紙記入

別紙の応募用紙に必要事項を記入のうえ、**4月24日（金）まで（必着）**に提出してください。

※応募用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

※応募は下記電子フォームからもできます。

02

## 提出

応募用紙を持参、郵送、FAX、Eメール又は電子フォームのいずれかの方法で、下記担当課宛てに提出してください。

03

## 選考

応募者が募集人数を上回った場合は、選考委員会で応募書類等の審査により決定します。

※他の附属機関等に就任していない方を優先して選考します。

※応募書類等は返却しませんので、ご了承ください。

04

## 結果通知

選考結果は、応募者全員に通知します。

会議の詳細

### 01 会議の回数

年間6回程度（審議事項の有無等の状況により回数を決定します）

### 02 会議の時間帯

平日の夜間（午後6時30分頃から）を原則とします。

ただし、協働事業提案制度の評価・審査を開催する場合には、土日祝日に開催することがあります。

### 03 会議の会場

旭川市総合庁舎内の会議室での開催を予定

## 【応募・お問い合わせ先】



旭川市 市民生活部 地域活動推進課

※4月からは「まちづくり協働課」に名称が変更となります。

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階

Tel：(0166) 25-6012

FAX：(0166) 25-3381

E-mail：chiikikatsudo@city.asahikawa.lg.jp

応募用紙のダウンロードは  
こちらから↓



電子での申し込みは  
こちらから↓

